

横浜市生活環境の保全等に関する条例の手引

【夜間営業の騒音防止】

目次

- | | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 夜間営業の概要 | 1 |
| 2 | 規制基準等 | 2 |
| 3 | 夜間における営業に係る
騒音の防止に関する指針 | 4 |
| 4 | 夜間営業に係る届出 | 5 |

令和3年7月
横浜市環境創造局

この手引はダウンロードできます。

横浜市生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)では、夜間における生活環境を保全するため、夜間に行われる一定規模を超える営業を「夜間営業」と定め、営業者に対する届出の義務と夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針(以下「指針」という。)を設けています。また、施設規模が届出対象以下であっても、合計面積が1,000平方メートル以上の駐車場(客用駐車施設等)を有する場合には指針が適用されます。

営業者の皆様には騒音の防止に対する積極的な配慮が求められています。

届出チェックリスト

届出書は正副2部作成しましたか。

必要な添付書類をすべて添付しましたか。

事前予約はお済みですか。

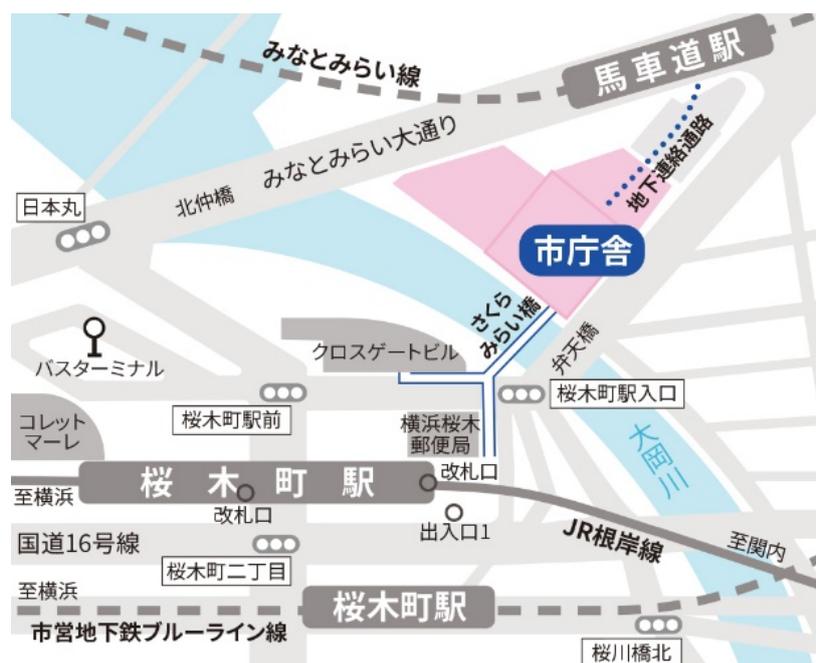
*窓口にて書類の確認を行いますので、事前に電話でご予約ください。(Tel: 045-671-2485)

*ご予約なく来庁された際には、お待ちいただく場合がございます。

☆問合せ・予約・届出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階
横浜市環境創造局環境保全部 大気・音環境課 騒音担当

電話 045-671-2485



1 夜間営業の概要

(1) 「夜間営業」とは

「夜間営業」とは、面積 500 m²を超える次に掲げる業を営む店舗又は施設において、午後 11 時から午前 6 時までの間の時間帯に営業を行うことをいいます。

- ① 小売業
- ② 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
- ③ 一般公衆浴場業
- ④ その他の公衆浴場業
- ⑤ ボウリング場
- ⑥ ゲームセンター

(2) 「外部騒音」とは

「外部騒音」とは、夜間営業が誘因となって発生するその店舗等の外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等をいいます。

(3) 騒音及び振動の防止に関する規制基準（条例第 31 条、規則第 38 条）

規制基準は、すべての事業者が遵守しなければなりません。

事業所において発生する騒音及び振動の規制基準は 2 ページのとおり、並びに外部騒音における「公害が生じていると認められる基準」は 3 ページのとおりです。

(4) 夜間営業に係る外部騒音の防止（条例第 51 条の 2、第 57 条）

夜間営業及び客用駐車施設等に係る「夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針」（条例第 51 条の 2）を定めています。（4 ページ参照）

夜間営業を営む者は、夜間営業に係る外部騒音による公害が生ずることのないよう努めてください。

(5) 改善命令等（条例第 36 条、第 37 条、第 59 条）

条例第 31 条第 2 項（騒音及び振動に関する規制基準）に違反していると認めるときは、事業者に対し、改善命令等を行うことがあります。

夜間営業に係る外部騒音により公害が生じていると認めるときは、当該夜間営業を営む者に対し、市長は営業時間の変更その他必要な措置をとるよう勧告することができます。さらに、勧告に従わない場合は、営業時間の変更その他必要な措置を命ずることができます。

(6) 夜間営業に係る届出の手續（条例第 55 条、第 56 条、規則第 51 条、第 52 条）

「夜間営業」を営もうとする場合は、当該夜間営業を開始する日の 30 日前までに届出（夜間営業開始届出書）が必要となります。（ただし、大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗を除く。）また、店舗等の変更・承継・廃止の際にも届出が必要になります。（6 ページ参照）

2 規制基準等の概要

(1) 騒音の規制基準*

(単位：dB (A))

地 域 \ 時 間	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の区域(市街化調整区域)	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65

(2) 振動の規制基準*

(単位：dB (A))

地 域 \ 時 間	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午前8時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の区域(市街化調整区域)	60	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
工業専用地域	70	65

* 騒音及び振動の測定地点は、事業所等の敷地境界線上の地点とする。

(3) 公害が生じていると認められる基準

外部騒音は、騒音を受ける者が居住する住居の外側で測定する。測定結果から得られた任意の1時間における騒音レベル 60dB 以上の騒音について、その騒音レベルの区分とその発生時間（秒）から次式により算出される、騒音レベル 60dB に相当する騒音の総発生時間が1時間当たり 360 秒を超えている場合に公害が生じていると認める判断基準とする。

(算出式)

$$N_t = N_1 + 3N_2 + 10N_3 + 30N_4 + 100N_5 + 300N_6 + 1000N_7$$

N_t : 騒音レベル 60dB に相当する騒音の総発生時間（秒）

$N_1 \sim N_7$: それぞれの騒音レベルに対応した騒音の発生時間（秒）

N_1 : 60dB 以上～65dB 未満

N_5 : 80dB 以上～85dB 未満

N_2 : 65dB 以上～70dB 未満

N_6 : 85dB 以上～90dB 未満

N_3 : 70dB 以上～75dB 未満

N_7 : 90dB 以上

N_4 : 75dB 以上～80dB 未満

* 例：騒音レベル 60dB に相当する騒音の発生時間 360 秒間に相当する騒音の大きさと発生時間

65dB 以上～70dB 未満	120 秒
70dB 以上～75dB 未満	36 秒

3 夜間における営業に係る騒音の防止に関する 指針（事業者の配慮事項等）

1 事業者の配慮事項

（1）駐車場・駐輪場（客用駐車施設等）の騒音対策

- ア 駐車場・駐輪場は、原則として屋内に設置すること。
- イ 屋外に駐車場・駐輪場を設置する場合は、次の対応をとること。
 - （ア） 出入口と走行経路は、周辺の住宅等に影響のない位置や経路に設置すること。
 - （イ） 段差のない床構造とし、遮音壁の設置等防音対策に努めること。
 - （ウ） 多層式にあってはスロープの勾配に配慮し、タイヤの走行音を生じにくい床材とし、グレーチングは用いないこと。

（2）外部騒音の防止

- ア 駐車場・駐輪場に外部騒音の防止等、来客者への注意事項を掲示すること。
- イ 駐車場・駐輪場に必要に応じて警備員を配置すること。

（3）建物の構造

- ア 住宅に面する側は、開口部をなくし、騒音が漏れにくい構造にすること。
- イ 出入口等は、周辺の住宅等に騒音による影響を及ぼさない位置にすること。

（4）冷却塔・空調用室外機等屋外に設置される施設又は機器の騒音対策

- ア 施設又は機器は周辺住宅等から離れた位置に設置すること。
- イ 低騒音型の施設又は機器の導入に努めること。
- ウ 施設又は機器の周辺への遮音壁の設置、消音器の取付け等防音対策に努めること。
- エ 防振架台の設置等、施設又は機器から発生する二次騒音の低減に努めること。

（5）荷さばき作業の騒音対策

- ア 荷さばき作業は、原則として夜間に行わないこと。
- イ 荷さばき作業を夜間に行う場合は、次の対応をとること。
 - （ア） 荷さばき作業を屋内で実施すること。
 - （イ） 荷さばき作業は、周辺の住宅等に騒音による影響を及ぼさない位置で行うこと。
 - （ウ） 荷さばき作業場所の床に緩衝機能を有する素材（ゴムマット等）を敷くこと。

（6）その他

- ア 屋外スピーカーは使用しないこと。
- イ 騒音防止に関する従業員教育を日常的に実施すること。

2 問題が生じた場合等の対応

- （1）営業に伴って発生する騒音について問題が生じた場合は、事業者はその解決に向けて誠実に対応すること。
- （2）外部騒音が3ページに規定する公害が生じていると認められる基準を超過する場合は、速やかに改善対策を講じること。

4 夜間営業に係る届出

(1) 届出義務者（条例第 55 条）

夜間営業を営む者。（ただし、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗において、夜間営業を営もうとするときを除く。）

(2) 届出対象となる規模（条例第 55 条、規則第 51 条）

- ・小売業を営むための店舗の用に供される床面積（以下、店舗面積という。）の合計が 500 m²を超える施設
- ・次に掲げる業を営むための施設でその面積（以下、施設面積という。）が 500 m²を超える店舗等
 - ① 音楽・映像記録物賃貸業（映画フィルム賃貸業を除く）
 - ② 一般公衆浴場業
 - ③ その他の公衆浴場業
 - ④ ボウリング場
 - ⑤ ゲームセンター

(3) 店舗・施設面積の考え方

店舗・施設面積は、小売業の場合には下表を参考にして算出します。また、ボウリング場、ゲームセンター、公衆浴場業等及び音楽・映像記録物賃貸業については、小売業に準じ、店舗面積に含まない部分を除く利用客の用に供する施設面積を算出します。

面積に含まれる部分	売場内通路を含む物品販売の用に供する部分
	ショーウインド、ショールーム等の商品の展示又は実演を行う部分
	荷物預かり所、店内案内所等の顧客に対するサービス施設
	物品の加工又は修理品を顧客から直接引き受け、引き渡しを行う部分

面積に含まれない部分	階段・踊り場・エスカレーター・エレベーター
	売場外通路及び連絡通路・文化催場
	食堂・喫茶室・休憩室・洗面所
	事務室・調理室・機械室・倉庫・荷さばき所等の顧客の来集のない部分
	塔屋・屋上・はね出し、軒下（売場として使用される部分を除く）

(4) 届出の手続(条例第55条、第56条・規則第51条)

① 新たに夜間営業を開始しようとするとき

届出の種類	夜間営業開始届出書
様式番号	【第22号様式】
届出の期限	夜間営業を開始する日の30日前まで
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業所の位置及び周辺状況を示した案内図 <input type="checkbox"/> 敷地内における店舗又は施設の配置状況を示した図面 (敷地の境界線及び店舗又は施設面積を明記) <input type="checkbox"/> 駐車施設及び駐輪施設の配置状況を示した図面 (敷地の境界線並びに駐車施設及び駐輪施設の面積を明記) <input type="checkbox"/> 荷捌きを行う場所の配置状況を示した図面 (敷地の境界線を明記) <input type="checkbox"/> 公害の防止の方法に関する計画を示す資料

② 届出内容に変更があるとき

届出の事由	①夜間営業を開始する日の変更 ②店舗面積又は施設面積の変更 ③開店又は閉店時刻の変更(閉店時刻の繰上げを除く。) ④騒音による公害の防止の方法に関する計画の変更 ⑤敷地内における店舗等の位置の変更 ⑥駐車施設若しくは駐輪施設の位置若しくは面積又は当該施設を利用できる時間帯の変更 ⑦荷さばきを行う場所又は時間帯の変更	①届出者の氏名、名称又は住所の変更 ②法人の代表者の氏名の変更 ③夜間営業店舗等の名称の変更 ④夜間営業店舗等の所在地の変更 ⑤夜間営業店舗等の開店又は閉店時刻の変更(閉店時刻の繰上げに限る)
届出の種類	夜間営業に係る変更計画届出書	夜間営業に係る変更届出書
様式番号	【第23号様式】	【第24号様式】
届出の期限	変更する日の30日前まで(事前届出)	変更の日から30日以内(事後届出)
添付書類	<input type="checkbox"/> 変更内容を確認できる資料 ・敷地内における店舗又は施設の配置状況を示した図面 ・公害の防止の方法に関する計画を示す資料 など	<input type="checkbox"/> 不要

③ 夜間営業を廃止・承継したとき

届出の事由	夜間営業を廃止したとき	相続、合併又は分割(当該夜間営業を承継させるものに限る。)により当該夜間営業を承継したとき
届出の種類	夜間営業に係る廃止等届出書	夜間営業に係る地位承継届出書
様式番号	【第25号様式】	【第26号様式】
届出の期限	廃止した日から30日以内	承継した日から30日以内
添付書類	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 不要

(5) 届出書の記載上の注意

- ① 届出書は、事業所の実態を知るために提出していただくものです。従って、その記載は事業所の実態をよく知っている方が責任を持って行ってください。届出についての責任は申請者又は届出者にありますので、書類の作成を他人に依頼された場合でも、記載内容をよく確認してください。
- ② 届出者の押印は不要です。
- ③ 文字は丁寧に楷書で記入し、数字は算用数字を用いてください。
- ④ 原則黒インク（黒トナー）を用い、図面等に色鉛筆等を用いる場合のほかは、鉛筆や消せるボールペン等を使用しないでください。
- ⑤ 提出する届出書の部数は、正副の合計2部です。
- ⑥ 添付書類は、特別の事情のあるものを除き、用紙の大きさを日本産業規格A4としてください。A4以上の書類についてはA4に折り、左側を届出書とともに綴じてください。

★様式は横浜市の電子申請・届出システムからダウンロードできます

横浜市 電子申請・届出システム

検索

《第 22 号様式「夜間営業開始届出書」 記入例》

第 22 号様式 (第 51 条第 4 項)

夜間営業開始届出書

令和 3 年 5 月 15 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住 所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
氏 名 株式会社ヨコハマストア
代表取締役 横浜 太郎
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市の生活環境の保全等に関する条例第 55 条第 1 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

夜間営業店舗等の名称等	名 称	ヨコハマストア 本町店
	所 在 地	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
夜間営業開始年月日		令和 3 年 7 月 1 日
店舗・施設面積 (㎡)		7 5 0 ㎡
開 店 時 刻		9 時 0 0 分
閉 店 時 刻		2 4 時 0 0 分
駐車施設	収 容 台 数	4 5 台
	利用できる時間帯	8 時 3 0 分から 0 時 3 0 分まで
駐輪施設	収 容 台 数	5 0 台
	利用できる時間帯	8 時 3 0 分から 0 時 3 0 分まで
荷さばきを行う時間帯		7 時 0 0 分から 2 0 時 3 0 分まで (夜間における荷さばきの回数 0 回)
用 途 地 域		商業地域

(A 4)

(裏)

公害の防止の方法に関する計画	夜間営業店舗等の周辺の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗と住居が近接 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車施設又は駐輪施設と住居が近接
	予想される騒音の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者の自動車等の発着音及び扉の開閉音等 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の話し声及び足音等
	防止方法	<input type="checkbox"/> 防音壁の設置 <input checked="" type="checkbox"/> 周辺に騒音による影響を及ぼさない構造の建物内で営業を実施 <input checked="" type="checkbox"/> 周辺に騒音による影響を及ぼさない構造の駐車施設を設置 <input checked="" type="checkbox"/> 周辺に騒音による影響を及ぼさない構造の駐輪施設を設置 <input checked="" type="checkbox"/> 店舗及び駐車場等への誘導のための警備員を配置 (2人) <input checked="" type="checkbox"/> 周辺に騒音による影響を及ぼさない位置で荷さばきの作業を実施 <input checked="" type="checkbox"/> 騒音防止のための啓発行為を実施 <input type="checkbox"/> その他の防止方法
添付書類	1 案内図 2 夜間営業店舗等の敷地内における店舗の配置図及び面積 3 駐車施設、駐輪施設の配置図及びその合計面積 4 荷さばきを行う場所の配置図 5 公害の防止の方法に関する計画の欄の□内にㇿ印を記入した内容に関する説明資料 <input type="checkbox"/> その他 ()	
連絡先	総務部 △△課 ××係 担当者氏名 横浜 花子 電話番号 671-2485 (内線)	

- (注意)
- 1 □のある欄には、該当する□内にㇿ印を記入してください。
 - 2 添付書類の欄について、その他の書類を添付した場合は、□内にㇿ印を記入し、その添付した書類の名称を () 内に記入してください。

第23号様式（第51条第 5 項）

夜間営業に係る変更計画届出書

令和 3 年 7 月 1 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
氏 名 株式会社ヨコハマストア
代表取締役 横浜 太郎
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第55条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

夜間 営業 店舗 等 の 名 称 等	開始届出年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第55条第 1 項 (令和元年 5 月 1 日) (平成15年 4 月 1 日以後に夜間営業を開始)
		<input type="checkbox"/> 条例附則第 9 項 (年 月 日) (平成15年 4 月 1 日前に夜間営業を開始)
	名 称	ヨコハマストア 本町店
	所 在 地	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 夜間営業を開始する日の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 夜間営業店舗等の店舗・施設面積の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 夜間営業店舗等の開店又は閉店時刻の変更 (閉店時刻の繰上げを除く) <input type="checkbox"/> 夜間営業に伴って生ずるおそれのある騒音による公害の防止の方法に関する計画の変更 <input type="checkbox"/> 夜間営業店舗等の敷地内における店舗の位置 <input checked="" type="checkbox"/> 夜間営業店舗等を利用する者のために設置される駐車施設若しくは駐輪施設の位置若しくは面積又は当該施設を利用できる時間帯の変更 <input type="checkbox"/> 荷さばきを行う場所又は時間帯の変更	

(A 4)

(裏)

	変 更 前	変 更 後
変 更 内 容	店舗・施設面積 (㎡) : 7 5 0 ㎡ 開店時刻 : 9 時 0 0 分 駐車施設を利用できる時間帯 : 8 時 3 0 分から 0 時 3 0 分まで	店舗・施設面積 (㎡) : 8 5 0 ㎡ 開店時刻 : 8 時 0 0 分 駐車施設を利用できる時間帯 : 7 時 3 0 分から 0 時 3 0 分まで
変 更 年 月 日	令和 3 年 8 月 10 日	
連 絡 先	総務 部 △△ 課 ×× 係 担当者氏名 横浜 花子 電 話 番 号 6 7 1 - 2 4 8 5 (内線)	

(注意) □のある欄には、該当する□内に✓印を記入してください。

第24号様式（第51条第6項）

夜間営業に係る変更届出書

令和3年 8月 2日

(届出先)
横浜市長

届出者 住 所 横浜市中区本町6丁目50番地の10
氏 名 株式会社ヨコハマストア
代表取締役 横浜 次郎

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第55条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

夜間営業店舗等の名称	開始届出年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第55条第1項 (令和元年 5月 1日) (平成15年4月1日以後に夜間営業を開始)	
		<input type="checkbox"/> 条例附則第9項 (年 月 日) (平成15年4月1日前に夜間営業を開始)	
	名 称	ヨコハマストア 本町店	
所 在 地	横浜市中区本町6丁目50番地の10		
変更事項	<input checked="" type="checkbox"/> 届出者の氏名、名称又は住所の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 法人の代表者の氏名の変更 <input type="checkbox"/> 夜間営業店舗等の名称の変更 <input type="checkbox"/> 夜間営業店舗等の所在地の変更 <input type="checkbox"/> 夜間営業店舗等の開店又は閉店時刻の変更 (閉店時刻の繰上げに限る。)		
変更内容	変 更 前	変 更 後	
	代表取締役 横浜 太郎	代表取締役 横浜 次郎	
変 更 年 月 日	令和3年 7月 15日		
連絡先	総務部 △△課 ××係 担当者氏名 横浜 花子 電話番号 671-2485 (内線)		

(注意) □のある欄には、該当する□内に☑印を記入してください。

(A4)

第25号様式（第51条第7項）

夜間営業に係る廃止等届出書

令和3年 9月 10日

(届出先)
横浜市長

届出者 住所 横浜市中区本町6丁目50番地の10
氏名 株式会社ヨコハマストア
代表取締役 横浜 次郎

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第55条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

夜間営業店舗等の名称等	開始届出年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第55条第1項 (令和元年 5月 1日) (平成15年4月1日以後に夜間営業を開始)
		<input type="checkbox"/> 条例附則第9項 () 年 月 日 (平成15年4月1日前に夜間営業を開始)
	名称	ヨコハマストア 本町店
	所在地	横浜市中区本町6丁目50番地の10
	廃止等年月日	令和3年 8月 31日
	届出の事由	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 条例第55条第1項に非該当
	廃止又は条例第55条第1項に非該当となった理由	<input checked="" type="checkbox"/> 夜間に営業を営むことをやめた。 <input type="checkbox"/> 店舗・施設面積が届出対象を下回った。 <input type="checkbox"/> 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗となった。 <input type="checkbox"/> その他 ()
	連絡先	総務部 △△課 ××係 担当者氏名 横浜 花子 電話番号 671-2485 (内線)

- (注意) 1 □のある欄には、該当する□内に✓印を記入してください。
2 移転による廃止等の場合は、移転先の所在地を届出の事由の欄の()内に記入してください。

(A4)

第26号様式（第52条）

夜間営業に係る地位承継届出書

令和3年 9月 10日

(届出先)
横浜市長

届出者 住 所 横浜市中区本町6丁目50番地の10
氏 名 株式会社ヨコハマデパート
代表取締役 関内 一郎

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第56条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

夜間営業店舗等の名称等	開始届出年月日		<input checked="" type="checkbox"/> 条例第55条第1項（令和元年 5月 1日） （平成15年4月1日以後に夜間営業を開始）	
			<input type="checkbox"/> 条例附則第9項（ 年 月 日） （平成15年4月1日前に夜間営業を開始）	
	名 称	承継前	ヨコハマストア 本町店	
		承継後	ヨコハマデパート 本町店	
所 在 地		横浜市中区本町6丁目50番地の10		
承 継 の 理 由		合併のため		
承 継 年 月 日		令和3年 8月 31日		
承継前の夜間営業業者	氏名又は名称		株式会社ヨコハマストア 代表取締役 横浜 次郎	
	住 所		横浜市中区本町6丁目50番地の10	
連 絡 先	総務 部 △△ 課 ×× 係 担当者氏名 関内 花子 電話番号 671-2485 (内線)			

(注意) □のある欄には、該当する□内に☑印を記入してください。

(A4)

☆用途地域は、横浜市行政地図情報提供システム「iマッピー」でご確認ください。



<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

☆騒音計・振動レベル計の貸出しについて

横浜市では、公害防止等を目的として自主的に騒音測定を行う事業者の皆さまのために、騒音計・振動レベル計の貸出し（無料）を行っておりますのでご利用ください。

ご利用を希望する場合は、下記まで予約申込みをしてください。

☆問合せ・予約

横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階

横浜市環境創造局大気・音環境課

電話 045-671-2485

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/soon/souonkei.html>

横浜市環境創造局環境保全部大気・音環境課

令和3年7月 作成

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階

電話 045-671-2485

FAX 045-550-3923

E-mail ks-souon@city.yokohama.jp